

## 荒廃森林再生事業と県民参加の森づくり事業

○平井一三委員 自民党県議団の平井一三でございます。森林環境税を活用しました荒廃森林再生事業と県民参加の森づくり事業について質問をいたします。

森の大切さ、あるいは税の目的については皆様御承知のことと思いますので、ここでは説明を割愛させていただこうと思います。しかし、この税は、県民の皆様から広くいただいているということですので、県民の税に対する理解を得ながらこの取り組みを進めていくことが重要であると思っております。皆さんも毎年五百円を徴収されているということを思い出しながらこの質疑を聞いていただきたいと思いますと思っております。

さて、この事業も開始から三年が経過いたしました。そこでまず、この事業内容について何点かお尋ねを申し上げます。

まず、森林環境税基金についてお聞きをいたします。この基金は県民の皆様負担をいただいている税を荒廃森林の再生などに充てることを明確にするために設置されたものでありますけれども、まず、この基金の平成二十二年度に積み立てられた額とその執行状況についてお聞きをいたします。

---

○新村雅彦副委員長 辛島森林保全課長。

---

○辛島森林保全課長 二十二年度に約十三億二千万円を積み立て、このうち荒廃森林の再生などに約十四億四千万円を執行しております。

---

○平井一三委員 今の説明でございますと積立額が少し不足しているように思われますけれども、その不足分はどこから充てられたのでしょうか、お聞きをいたします。

---

○辛島森林保全課長 前年度末の基金残高より充てております。

---

○平井一三委員 基金の状況につきましては理解をいたしました。

次に、森林環境税を活用した事業であります森づくり活動公募事業についてお聞きをいたします。

この事業は県民参加の森づくりを進める事業とのことでありますけれども、私の地元でも地域の人たちが地元の小学校とも連携しながら地域で親しまれる森林を整備しております。参加されている方の声を聞きますと、なかなかいい活動なので今後も参加したいという声が聞こえてきて、大変よい評価だと思っておりました。この事業は県民の皆様には森林の大切さを理解していただくために大変重要な意味を持っているものと私も思っております。これまでどのように取り組まれてきたのか、そして今年度の計画についてお聞かせをください。

---

○辛島森林保全課長 公募事業というものを広く取り組んでいただくために、県のホームページや新聞広告等を活用しまして、毎年、募集をかけているところでございます。応募されました活動に対しましては、その後、外部委員会による審査を経まして、これまでの三カ年間に延べ百二十六団体を採択しております。今後につきましては、六十四団体から応募があったうち四十四団体を採択しており、現在、この団体において活動が行われております。

---

○平井一三委員 そうしましたら、これまでにこの事業に何人ぐらいの方が参加されてきたのかをお聞かせください。

---

○辛島森林保全課長 平成二十年度は約五千八百人、二十一年度は約八千二百人、平成二十二年度は約一万三千三百人となっております、この三年間で延べ二万七千人を超える方が参加されております。

---

○平井一三委員 参加者の数も増えていきますということですので、森づくりに対する県民の理解が深まっている、あるいは事業の効果も上がっていると理解しておいてよろしいでしょうか、お聞きします。

---

○辛島森林保全課長 御指摘のとおり、参加数は毎年増加しております。また、税事業導入前に比べますと県下の森林ボランティア団体の数におきましてもかなりの増加をしております、そういうことを踏まえ、県民の森づくりへの理解は深まっております、また事業効果というものも上がっているものと判断しております。

---

○平井一三委員 今後もしっかりと県民参加の森づくりを進めていただきたいと思います。

次に、森林環境税を活用し、市町村が事業主体となって間伐などを行います。荒廃森林の再生事業についてお聞きをいたします。

この事業は県内の荒廃した森林二万九千ヘクタールを平成二十年度から十年間で再生するという目標を掲げて進んでいるようであり、平成二十二年度の事業実績についてお聞かせをください。

---

○辛島森林保全課長 平成二十二年度につきましては、事業対象となる荒廃

した森林を特定するための現地調査を約一万三千ヘクタール行いますとともに、荒廃した森林を再生する間伐などを約三千ヘクタール実施しております。

---

○平井一三委員 事業自体は市町村が主体で実施するということを承知しておりますけれども、県として事業推進をいろいろやられたと思いますけれども、どのような実績があったかを聞かせてください。

---

○辛島森林保全課長 この事業は市町村により実施されておるものですが、県におきましては、市町村と調査の進め方などを協議する連絡会議の開催や、市町村が森林所有者へ協定内容などの説明を行う地元説明会に積極的に参加しまして事業の推進に努めているところでございます。

---

○平井一三委員 わかりました。この事業がしっかりと進むように、今後とも事業主体であります市町村と十分な連絡・連携をとっていただきたいと思っております。

次に、荒廃森林再生事業で発生します間伐材の利用についてお聞きをしたいと思います。

事業で出てきます間伐材につきましては、公共の資材やバイオマスとして利用できるかと聞いております。特に最近では再生可能なエネルギーに注目が集まっておりますので、間伐材をチップ材にして木質バイオエネルギーとして利用するという事も期待されているところであります。しかし、この事業の最終的な目標というのは、間伐の手入れをして育て上げた木を木材として私たちの生活の中で利活用していくということであると思っております。したがって、この過程で発生してくる間伐材の利用を通して多くの人に木のすばらしさを知ってもらうことも重要であると考えております。そのためには、例えば、公園のベンチでありますとかプランターなどで木材を積極的に利用

するなど、生活のさまざまな場面で木材が目にとまる、このような機会をふやしていくことが必要であろうとされているところであります。耐久性やメンテナンスの面ではコンクリートとか樹脂のほうがまさっていると思われますけれども、やはりやわらかくて温かみのある木材の利用が、今まさに求められているのではないかと考えております。また、このように木材を活用していくことが、都市部と山間部の連携や心の潤いにつながっていくものと信じているところであります。

以上のような観点から質問をいたします。県民が森林環境税に対する理解を深める上でも、事業で生じた間伐材を身近な生活環境で利用することが有効だと思いますが、荒廃森林再生事業で生じた間伐材がこれまでどのように利用されてきたのかお聞かせ願いたいと思います。

---

○辛島森林保全課長 事業の対象となります間伐材は、管理が不十分で手入れがされていないということもありまして、細く曲がった材というものが多くなっております。したがって、その間伐材の用途としましては、木材としての利用価値は低い、しかしながら、大半が木材チップなどに利用されているところでございます。また、その一部におきましては、今御指摘のような林内作業路やのり面を保護する木さく、公園内の木製花壇、丸太橋、歩道や階段など、そのようなものに構造物として利用されております。

---

○平井一三委員 利用の状況はよくわかりました。ただ、事業で生じます間伐材の利用につきましては、コスト面で非常に厳しいということは私も理解した上で、今回、利用促進の質問を行っております。先ほど述べましたような趣旨を御理解の上、今後も利用促進に努めていただきたいと要請をしておきたいと思っております。

森林を社会全体で守り育てていくという意識を高めるためには、より多くの人たちが森づくり活動に積極的に参加する、こういう意識を高めるとともに、皆さんが木材に触れる機会を多くつくっていくということが重要である

と私は思っております。そこで、県民に対して森の大切さや森林環境税への理解を深めていただくために、どのようなことに取り組んでいるかをお聞きいたします。

---

○辛島森林保全課長 県では、先ほど申しました公募型事業とあわせまして、情報発信という事業も行っております。その内容としましては、毎年五月にグリーンフェスティバルというものを開催したり、あるいは小・中学生を対象にした森林環境教育、このようなものにも参加し、また、県のホームページや全戸配布の県広報紙、こういったものを通じまして事業実績を公表することで事業の透明性の確保に努めているところでございます。

---

○平井一三委員 三年目を迎えまして事業のマンネリ化などがないように、今後とも森林の大切さなどの普及、啓発に努めていただきたいと思います。

今回、私は荒廃した森林の再生を主目的としました森林環境税のことを質問いたしましたけれども、現在低迷しております林業を再生していくためには、やはり現在育っている木材の利用を高め、自立した林業を確立することが大変重要であると思っております。都会に住む人たちはなかなか森と触れ合う機会がありません。現代のストレス社会におきましては、やわらかい温かみのある木材が人々に安らぎや潤いを与えてくれる、そのように信じているところであります。このようなことから、多くの人が集う公共施設などで木材を使用することが、木材のよさを身近に感じてもらい、利用が進むものではないかと思えます。

そこで、最後になりますが、間伐材を初め県産木材の利用促進は、県土整備部や、そして建築都市部などとの連携が重要になってくるものと理解しております。全庁的な取り組みに向けた部長の思いをお聞かせください。

---

○新村雅彦副委員長 谷農林水産部長。

---

○谷農林水産部長 委員御指摘のように、県民に環境森林税をお願いして荒廃森林の再生に取り組んでおりますのは、ひとえに林業経営が不振であるということに尽きるわけでございます。そのためには、やはり県産材の利用拡大ということが大事でございまして、ただいま御指摘がございましたように、現在、県としましては、全庁的に公共施設等に使うよう拡大できるように取り組んでいるところでございます。また、今回、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律もできました。私ども、これを契機に、公共施設などでさらに全庁的な取り組みが進みますように、しっかりやっていきたいと思っております。

---

○平井一三委員 この事業は、県民の財産とも言うべき森林を健全な形で将来を担う子供たちにしっかりと引き継ぐための大切な役割を持った事業であると思っております。また、木材や竹の利用を図っていくということは山間部で生活されております高齢者の方々にとっては大きな生きがいとなりますし、その地域の活性化にもつながっていくものと期待されるところであります。今後とも森林環境税による事業を推進するとともに、森林、林業を再生するために木材の利用を進める一層の取り組みをお願いいたしまして、私の質問といたします。

ありがとうございました。終わります。（拍手）

## 共助社会づくり事業費とNPO協働推進費について

○平井一三委員 自民党県議団、平井一三でございます。今回新たに事業化されました共助社会づくり事業費と、既に事業化をされております新しい共助社会の実現に向けた「新しい時代の公」NPO協働推進費について質問をいたします。二つの事業は関連がございますので、一括して質問を行いたいと思います。

最近、県民の生活様式や価値観の多様化に伴い、求められる行政サービスも多種多様化の傾向にあります。また、各自治体とも財政が厳しいことから、行政コストの一層の削減が求められている状況であります。このような中で、県内の多くの自治体で地域の課題解決や生活の質の向上を目指すために市民参加のまちづくり活動が始まっております。市民協働のまちづくりの推進、あるいは自治会の再編や新しい地域コミュニティの育成が行われようとしております。

今回、県事業において、「新しい時代の公」としてNPOが定義づけられております。また、共助社会づくりとしてNPOと地域の協働モデル事業などが計画をされております。しかし、「新しい時代の公」が今後どのようなことを担い、将来の行政サービスやまちのあり方がどのように変わっていくのか、また、県が行う協働事業と地域で取り組まれております協働のまちづくりとの関係がどのように変わっていくのかなど、わかりにくいところがたくさんございます。この事業がより効果を上げ、地域での理解が深まり、地域の効率的な運営と活性化が図れることを願ひまして、今回、質問をいたします。

それでは、最初に、「新しい時代の公」とは何かをお聞きいたします。定義や概念についてお答えを願ひます。

---

○新村雅彦副委員長 重松社会活動推進課長。

---

○重松社会活動推進課長 「新しい時代の公」についてでございます。

これまで私どもが暮らしてきましたこの社会といいますのは、公的なサービスについては専ら行政が提供するという構図で来ておったかと思えますけれども、御案内のように、急速に少子高齢化等々が進んでおりまして、これまでの制度が大きく変化を求められているような状況になっております。また、県民の皆さんの一人一人の価値観も多様化しておりまして、行政に求める公的なサービスの質というのも非常に複雑多岐にわたっておるような状況でございます。

一方、地域のほうに目を向けますと、いろんな地域の課題に対しまして、地元の活動団体、あるいはボランティア団体、NPO団体であるとかが既に地域の課題をとらえていろいろ活動をしているという状況がございます。これらの活動といいますのは、団体の利益、私の利益というよりも、むしろ公的なサービスに当たるのではないかと思っております。したがって、私どもは、このような行政以外の団体が社会公益的な活動を行っている、これをとらえまして「新しい時代の公」あるいは「新しい公共」と呼んでおります。

---

○平井一三委員 それでは、次に、新しい共助社会というのは何か、また、その新しい共助社会を目指していく理由についてお聞かせを願いたいと思います。

---

○重松社会活動推進課長 私どもが目指します新しい共助社会でございますけれども、これはボランティア団体やNPOを初めといたしまして、行政、それから企業、あるいは地域の自治会——地縁団体ですが——など、地域の構成員でありますいろんな主体が協働いたしまして課題の解決に当たる、そのことによってともに支えて助け合う、こういう社会を私たちは共助社会ととらえようとしております。

それで、これを目指す理由ということでございますけれども、先ほど申しましたように、県民のニーズが非常に多様化しております、そのニーズに対してきめ細かに対応していくためには、行政だけではなくて、さまざまな主体がサービスを提供できる、そういう社会づくりという、その認識で始めようとしております。

---

○平井一三委員 そうしますと、県は新しい共助社会の主体をNPOというふうに大きくとらえられていると考えますけれども、現在、NPOの状況がどうなっているのか、また、そのNPOの数とか活動の分野について御説明をお願いいたします。

---

○重松社会活動推進課長 NPOの状況でございます。

まず、全国のNPO法人の数でございますが、五月末現在で四万二千七百四十一法人がございます。一方、福岡県内の法人数でございますけれども、これは六月末現在で千四百四十八法人がございます。その活動内容でございますが、法令で定められております十七分野あるんですけれども、その中でも、保健・医療・福祉の分野、あるいはまちづくりの分野、あるいは子供の健全育成の分野、このあたりの分野が非常に多うございます。

---

○平井一三委員 それでは、そのようなNPO等の協力を得ながら協働の社会をつくっていかうということでございますけれども、次に、協働について質問したいと思います。

県におきましては、協働という考え方はどういうものを持っておられるか、そして、これまでどのような取り組みをなさってこられたかということについてお聞きをいたします。

---

○重松社会活動推進課長 協働についてのお尋ねでございます。

まず、協働の考え方ですけれども、「協力して働く」という文字を書いておりますが、これは行政や企業、あるいはボランティア団体など異なる主体がそれぞれの主体性を持ちましてお互いの強みとか特性を生かしながら、共通の目的のために協力して活動をしようとしております。

それから、これまでどういう協働を進めてきたかという点でございますが、本県では、この協働の取り組みを大きく三つの目標を掲げてこれまで取り組んできてございます。

まず、一番目ですけれども、協働に対する理解を深めてもらおうということで行っております。これにつきましては、社会貢献活動の表彰制度ですとか、あるいは、いろいろな主体の皆さんが一堂に会して交流会ですとか、あるいは情報交換をやっていただくような協働広場というようなものをつくってきてございます。

二番目でございますが、具体的に協働の事業を進めていこうというのが二つ目の目標でございます。これは、県とNPO、ボランティア団体との協働事業ですとか、あるいは企業とNPO、ボランティア団体の協働ですとか、こういった事業を現在も取り組んでおります。

そして、三番目ですけれども、これは今申し上げておりますような新しい公的サービスの担い手ということで位置づけようとしておりますが、皆さん方の活動が継続して行えるような基盤の強化を進めていこうということで行っておりますのが三番目の目標でございます。これにつきましては、これまで協働力の強化に係るセミナーを設けたりしてはございましたが、今議会で審議をお願いしておりますこの共助社会づくり事業におきまして、基盤強化に資するような事業をやってまいりたいと考えております。

---

○平井一三委員 いろいろと概念的な御説明をいただきまして、聞いておりましたがなかなか理解しがたいところがたくさんありまして、行政を指して今までの公というのがありまして、それから、新しい公ということで今回、

NPOなどの団体を指しておられます。そして、地域のいろんな団体もまた既にありまして、それぞれに役割があると思うんですけども、県のほうからそれぞれの新しい公に対してどのような範囲までお願いしていくかという線引きが少しわかりづらいところがございますので、その一点について御説明をいただきたいと思います。

---

○重松社会活動推進課長 範囲が不明確であるということでございます。今取り組んでおります課題といいますのは複雑多様化している公的なニーズということなんですけれども、これはまさにその時々为社会経済情勢が反映されたりとか、あるいは、地域の課題というのは、地域の状況を反映したものが課題となってあらわれていると認識をしております。したがって、その課題の解決に当たりましては、例えば、行政が直接やったほうがいいもの、あるいはNPO、ボランティア、あるいは地域の団体で対応が可能なもの、あるいは協働でやったほうが効果的であるものと、物によっていろいろケースは異なるかと思われまますので、したがって、範囲が不明確な部分は若干あるかと思えます。

---

○平井一三委員 そうすると、もう少し具体的にお聞きしたいと思いますけれども、現在、いろんな地域で自治会など地域のコミュニティーによるまちづくりの活動が行われております。これに県の事業として新しい公と言われておりますNPOの団体などがどのようにかかわっていかれるか、貢献できるかにつきましてお聞きしたいと思います。

---

○重松社会活動推進課長 言うまでもなく、自治会とか町内会というのは地縁のつながりでその地域の中の課題を解決するという事で活動をなさっております。近年、その地域コミュニティーも特に都市部において希薄化し

ているという大きな問題が一方であるわけですがけれども、このような中で、従来の地域コミュニティの中だけでの活動においても場合によっては対応が非常に難しい案件も出てくるのではないかと考えられますので、その案件につきましては専門性を持ったNPOやボランティアあたりの活躍の場も少しはあるのではないかと考えます。

---

○平井一三委員 昨今の高齢化社会の進展に伴いまして、多くの高齢者の方が地域で活躍する場を求められております。しかし、活躍する場というか、機会というのはなかなかふえていないというのが現状でありまして、例えば、NPOなどが地域に入っていくことによりまして、我がまちでも、シルバー人材センターで収入を得ながら生きがいを見出して仕事をされている方の業務が減っていったり、地域の事業とNPOがやる事業が重なってきたりということで、干渉し合いというような、そういう現象が生じてきていると思います。そういうこともありますので、県としては十分な状況の把握とコントロールを求めたいと思っておりますけれども、このようなことに対しましてどのように対処されますでしょうか、お聞きをいたします。

---

○重松社会活動推進課長 地域活動の妨げにならないようにというお話ですが、もともと、行政が自主的、自発的な取り組みを行っておりますボランティアですとかNPOの活動をコントロールするというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、やはりそういう団体が地域に入っていくときには、その地域の皆さん、あるいは団体の皆さんと十分に意思疎通をとられて入っていく、そういうことが重要ではないかと思っております。

---

○平井一三委員 それでは、ちょっと違う論点に入っていきたいと思うんですけれども、私も市におきまして、市民協働のまちづくりへの取り組み、あ

るいは新しいコミュニティーづくりについての議論を重ねてまいりました。その中で、本来ならば行政サービスの範疇に入るようなことであったものを地域の皆さんにお願いしていくというようなことも出ておりますし、これからさらにたくさんの方のことを地域の皆様に担ってもらおうという時代が来るのではなかろうかと思っております。このような中で、市民も努力するので行政サイドも努力してほしいという市民の意識が地域でかなりありました。市民が協力し合えばきっと行政のトータルコストは下がっていくと信じて取り組んでおられるように思います。そこで、お聞きしたいんですけども、県が実施されます協働によるコストメリットというものはあるのかどうかお答えください。

---

○重松社会活動推進課長 協働によるコストメリットということでございます。

ここで言います協働ですけれども、行政だけではできないようなきめ細かなサービスの実現というのが目的でございますので、必ずしもコストメリットに直接結びつくものではないと考えております。

---

○平井一三委員 現段階では、行政サービスがいろいろな多様性に対応しながら膨らんでいるというところをこの協働という事業で補っていくというイメージが強いように思われます。しかし、人口の偏りや高齢化などによりまして地域間の格差が生じたり、今までの地域のコミュニティーが維持できなくなったりしている地域もあります。それで、今まで提供していた公共サービスを継続していくのにたくさんの行政コストが必要になってくるため、協働で何とか補っていかうといったのが地域の協働事業の大きな意味合いの一つだと思います。現在、県が取り組んでおられます協働事業がこのような地域の取り組みにもつながっていくものと信じております。

ところで、この事業は今後、NPOのような団体を対象にして実施されていくのか、あるいは、その団体を選定していく上での条件とございますか、今

後どういう団体に任せていきたいと考えられているかをお聞きしたいと思います。

---

○重松社会活動推進課長 協働事業の対象とその選定の方法ということでございます。

対象はもちろん法人格を持ったNPOだけではございませんで、ボランティア団体等々も十分その対象と考えております。また、選定の方法ですけれども、提案公募の方式で選考いたしたいと思っております。地域の課題解決に向けて他の地域のモデルになるような事例を積極的に選定してまいりたいと思っております。

---

○平井一三委員 現在、県内のいろんなところで市民協働によるまちづくりに取り組まれております。それぞれの地域で自主的に実施されている活動がより強固な形で継続できるような取り組みも必要だと思っております。例えば、地域で豊かな経験や能力を持った方、このような方が活躍できるような仕組みづくりも大切だと思っております。このようなことに対してこの事業を生かすことは可能でありましようか。来年度以降の事業の展開と期待されます事業の効果についてお聞きしたいと思います。

---

○重松社会活動推進課長 経験豊かな人材を生かす仕組みができないかということでございます。

今回審議をお願いしておりますこの共助社会づくり事業におきまして、NPO基盤強化のための人材活用事業というのを実施することとしております。この事業ですけれども、目的が大きく二つございます。まずその一つが、社会貢献活動をしたいと思われている県民の皆さんに対してその機会を提供しようというものでございます。委員おっしゃいましたように、例えば、仕事

を退職されて、その仕事で得た技術ですとか、経験ですとか、知識を持って  
おられる方が地域にはたくさんおられまして、何かボランティアをやりたい  
んだけれどもきっかけがないとおっしゃる方は非常に多いです。ある  
いは、現職の企業の社員さんでも、休みの日に何かちょっとしたものでもや  
ればというような方、あるいは学生さんあたりもそうなんですけれども、  
そういう地域の人材をぜひ生かしていきたい、その皆さん方をNPO等に対  
しまして、ボランティアでその技術であるとか知識であるとかを提供してい  
ただこうと考えておりますのがこの事業です。これによりまして支援を受け  
る団体の基盤が強化されるというのも、もう一つの目的を達することになり  
ますし、ボランティアを希望される皆さん方にこういう場の提供といいます  
か、多様な生き方の提供というのもこれでできるのではないかと考えており  
ます。

---

○平井一三委員 現段階では、県の事業としてはボランティア活動をするN  
PO等の団体を支援していくという内容のレベルだと思いますけれども、今  
後は新しい公として新しい共助社会づくりに結びつけていかれるものと期待  
をしております。

地域で既にでき上がりました、あるいはできつつある市民協働のまちづく  
りの過程におきましては、それぞれの地域でいろんな歴史とか地域性とかが  
ありまして、大変な御苦勞をされながら地域のコミュニティーをつくってお  
られます。これからの県の取り組みですけれども、地域でのいろんな活動と  
連携してさらに住みよいまちづくりにつなげていってほしいと願っておる  
ところであります。

最後になりますけれども、新しい共助社会づくりに向けた部長の決意をお  
聞きします。

---

○新村雅彦副委員長 長谷川新社会推進部長。

---

○長谷川新社会推進部長 先ほど来、課長のほうが答弁していますように、新しい共助社会の実現ということで、少し観念的なところがございましてなかなかわかりにくいということも一方ではあろうかと思えます。私どもとしましては、NPOとかボランティアとか自治会も含めまして、こういう主体がともに支え合うというのが共助社会づくりという基本的な理念でございます。ただ、先ほど申しましたように、少しわかりづらさというのもございますので、これまでもそうなんですけれども、今後——県のボランティアセンターというところがございます。ここで協働事業の取り組みをやっておりますけれども、ここでの活動事例というようなものも活字としての資料もございますし、また独自のホームページを開設しているということもございまして、こういったものを活用するとか、あるいは市町村に対していろんな説明会もございます。そういった中で、いろんな機会を通じて協働の事例というものを具体的にお伝えしていきたいと。そうすると、それによって地域によってはそれがヒントとなる。じゃあ、自分のところもこういう取り組みを少し考えてみようというようなことにつながると思えます。そういうことから、委員御指摘の市民協働のまちづくりとか、あるいは、それぞれの地域でコミュニティ活動を一生懸命やっているというところにも連携した対応なり工夫なりができるんじゃないかと考えているところでございます。

いずれにしましても、このような活動を通じまして、共助社会づくりということについてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

---

○平井一三委員 地域が元気になれば日本が元気になりますので、ぜひ地域を元氣する施策に尽力していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

## 出向く商店街事業について

○平井一三委員 皆様、お疲れさまでございます。自民党県議団、平井一三でございます。

商店街活性化支援対策事業のうち今年度新たに始めました出向く商店街事業について質問をいたします。

地域の人口分布の偏りや消費者ニーズの変化、大型店舗の出店の影響などさまざまな要因で、地域の商店街や個人商店の経営はかなり厳しくなっており、商店街の空き店舗数も多く、シャッター通り化しているところも随所で見られます。また、現在経営している店も後継者がいないということで、近い将来店を閉めようといった話もよく耳にするところでございます。

また一方、商店街を利用されるほうといたしましても、高齢化社会を迎える中で、バスなどの公共交通機関の路線撤退も随所で見られるようになり、交通手段を持たない人が日用品を手に入れることも難しい状況になってきております。

このような状況を見ておりますと、改めて商店街や地域の個人商店が、生活を維持していくために不可欠な水道や電気、ガスと同じようなライフラインに思われるように最近感じるようになりました。このような社会状況の中で、新たな商店街活性化事業が始まりますので、効果的な事業展開になりますことを願いながら質問を行いたいと思います。

それでは、最初に、今年度新規事業となります出向く商店街事業につきまして概要をお聞かせください。

---

○今林 久委員長 吉岡中小企業振興課長。

---

○吉岡中小企業振興課長 出向く商店街事業の概要でございます。

商店街等が高齢者など日常の買い物に対して支障を来している方々を対象

にいたしまして、地域に出向いていく出張商店街でございますとか宅配サービスなどの事業、それから商店街のほうに来店をしやすくする、利便性を高めるという観点から、例えば買い物バスなどの運行等の取り組みを支援する制度でございます、補助対象団体といたしましては地域の商店街、商工会議所、商工会を考えております。

それから、補助率等についてでございます。対象経費の三分の二の補助率でございます、補助限度額二百万という形で制度をつくっているところでございます。

---

○平井一三委員 この事業の目的というのが、通常の商店街活性化だけではないということでございますので、そのあたりの目的について詳しく御説明を願いたいと思います。

---

○吉岡中小企業振興課長 この事業の目的でございます。委員からお話もちよっとありましたけれども、近年、特にスーパーですとか、小売店舗等の撤退、もう一つは公共交通機関の廃止等の問題がありまして、高齢者を初め、日常の買い物に支障を来しておる人々が増加をしておると。また、地域の商店街は、そういう状況の中でも非常に厳しい状況が続いております。

今後、商店街は消費者を待つということだけではなくて、みずから消費者に近づいていくという考え方に立つことも商店街にとっては非常に重要だと考えております。このため、こうした買い物に支障を来しておる方々を対象にして、そういった方々を新たな商店街の顧客という形でとらえまして実施する事業を重点的に支援することによって、商店街の活性化を図ろうというものでございます。

---

○平井一三委員 そうすると、商店街活性化という観点と、それから福祉と

いう二つの観点があろうかと思えますけれども、その非常に違ったものを同時にやっていくということで、連携・調整が非常に大変ではないかなと思うんですけれども、その連携の方法について御説明をお願いします。

---

○吉岡中小企業振興課長 本事業でございますけれども、先ほども申しました商店街の活性化を図るための事業という位置づけでございますが、買い物に支障を来している方々への支援にもつながるものということで、委員御指摘のとおり、両方の側面を持っていると思っております。

こうした方々を顧客として積極的に取り込んでいくという観点からも、当然、地元の市町村、地域の自治会、それから社会福祉協議会等の福祉関係の団体、また、ボランティアなどを行っていただくNPOなどの団体、こういった団体とも十分に連携を図ることが、ひいては顧客の獲得にもつながるということでございます。現在も、商店街と地域の自治会とか福祉団体の連携で取り組みを検討されているといったような事例も私ども聞いております。

そういうことで、連携というお話でございます。県庁内の関係部局はもちろんのこと、市町村や関係団体とも十分に連携を図りながら、この事業について支援をしていきたいと考えております。

---

○平井一三委員 じゃあ、連携につきましてはわかりました。

それでは、具体的に、今年度事業の募集の方法、いつぐらいから募集を始めるのか、始められたのか、あるいは、募集期間とか、採択の時期等につきまして御説明をお願いします。

---

○吉岡中小企業振興課長 この出向く商店街事業でございます。厳しい商店街の状況、それから、買い物支援事業の必要性といったような観点から、二十三年度の暫定予算におきまして八百万円余の予算を計上させていただいて

おります。こうした暫定予算案を受けまして、ことし三月でございますけれども、商工会議所、商工会、商店街組合などに対して事業説明会を開催いたしました。あわせて、県のホームページなども活用して、四月末を期限として事業の公募を行ったところでございます。また、制度の周知を図るという観点から、市町村にも要綱等を配布いたしました。

既に要望が上がってきている商店街については、現在、ヒアリングなり現地調査等も含めて、事業内容を精査中という状況でございます。

---

○平井一三委員 私も、新規事業ということで、地元の商店街に提案をしたんですけれど、返ってきた答えが、四月二十八日で締切ですということで、もう間に合わない。私たちのイメージでしますと、新しい事業が今年度始まって、今から募集を受け付けてやってもらえる部分もあるのかなと思っておったんですけれども、今年度はもうないのか、あるいは、今年度まだこれから新たに募集を受け付けて、今年度完成には間に合わないかもしれませんけれど、少し幅広い募集の仕方、運用ができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

あと、何件ぐらい今年度既に応募があったかということもあわせてお願いいたします。

---

○吉岡中小企業振興課長 募集はもう終わっているのかというふうな点でございますが、先ほど申しましたように、四月の段階で募集を行いました。その状況、その後の問い合わせ等々も含めまして、これはやはり非常に効果的な事業だということで、幅広く対応する必要があるということを検討いたしました。それで今回、本予算におきまして予算増額をお願いして、暫定予算では八百万円余りの予算をお願いしたところでございますけれども、増額をお願いして一千六百万余の予算を今お願いいたしておるところでございます。議決をいただきますれば、速やかに追加で公募をかけたいと思っております。

それから、現在の応募状況といいますか、問い合わせ等も含めまして、七、八件の問い合わせなり応募があっているような状況でございます。

---

○平井一三委員　そうしますと、そのチラシの中に、対象となる事業は二十三年度以内に完了するものであることという条件が付されておまして、実際、その中で今から採択を受けて実施していくとなると、事業をやるほうとしても、いろいろ検討したり準備したりという期間があると思います。そうすると今年度に完了するというのは非常に難しくなってくるのではないかと思いますけれども、そのあたりについての事業の進め方のお考えをお示しいただきたいと思います。

---

○吉岡中小企業振興課長　この出向く商店街事業は、地域のためにも非常に役立つ事業と考えております。そのためには、事業を継続できることが非常に重要だと考えております。このため、ビジネスとして成り立つように取り組むことがまず重要だろうと、これが一点でございます。このため、商店街にもこの事業計画など十分な検討をしてもらう必要があるとは考えております。

なお、県の補助金は原則一年ということでございますけれども、スタートして、次年度以降、事業が円滑に実施できますように、また、継続していきますように、この補助の中には、例えば宅配とかをやる場合、当然注文を受け付けるようなパソコンの購入、システムの構築等、それから、例えば集配場をつくりたいといったようなときの店舗の改装でございますとか、そういった一番経費がかかる初期投資等についても支援を行うということ。それから、事業の継続性という観点でいきますと、この事業を広く対象となる方々に周知していくことが重要でございます。そうしたことから、広告宣伝費等についても支援を行うと。

さらに、ランニングコスト等後年度負担をいかに確保するかという問題は、先ほども申しましたけれども、これは県でも、市町村、自治会、社会福祉協

議会などと十分連携を図るように指導なり助言も行っていきますし、全国で先進事例が幾つかございます。こういったことも御紹介をしながら、事業が継続できるように支援をしていきたいと考えておるところでございます。

---

○平井一三委員 事業の中身はいろいろ工夫されているというのが大体理解できましたけれども、それでは、この事業がどのようなレベルまで達したら一応よしとするといいますか、事業の達成レベルといいますか、それについて御説明をいただきたいと思います。

---

○吉岡中小企業振興課長 この出向く商店街事業そのものの達成状況は、目標からいけば、事業が軌道に乗って順調に進むということであろうとは思っておりますが、私どもが取り組んでおります商店街活性化の最終目標は、やはり消費者や地域にとって必要とされる商店街になっていただくということだろうと思います。このためには、販売力をつける、商店街全体の力をつけるということが今の課題でございます。

この出向く商店街事業だけでその目標が達成をできるのかということとはなかなか厳しい状況にはあると思いますけれども、商店街の販売力強化につながる一つの有効な手段であると考えております。こうした事業をきっかけとして、商店街の皆さんがさまざまな取り組みを実施していくといったような商店街になることによって、魅力の向上、販売力の強化、こういったものにつながっていくと考えております。

---

○平井一三委員 この商店街の活性化の事業が成功していくためには、その商店街が元気じゃなからんと、この新しい事業を継続して、成功に導いていくことが難しいかなと思います。そのためには、商店街に対する支援の中身も、こういうメニューだけではなくて、いろいろなメニューの合わせわざで、

さらによくしていくことが必要かなとも思うんですが、そのあたりについてのお考えはいかがでしょうか。

---

○吉岡中小企業振興課長 商店街の振興活性化を図るためには、一つの事業だけでは難しいことは私どもも認識しておるところでございます。このため、今御説明しました出向く商店街事業以外にも、一つは商店街のにぎわいをつくり出すといったようなことで、アーケード、休憩所、トイレ等の施設整備や、空き店舗を活用したさまざまな取り組みについて支援をする制度を一つ持っております。

それから、地域内の消費を喚起・拡大していく、地域の中で、地域の商店でお金を使ってもらうことが非常に重要でございます。こういった観点から、二十一年度からプレミアムつき地域商品券の発行についても支援を行っております。

こうしたさまざまな事業を総合的に有効活用していただきまして、商店街の活性化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

---

○平井一三委員 最近、大手のスーパーとかコンビニがこのような事業に取り組んできております。当然、資本力等におきましては、そのような大きなところが有利ということございましょう。しかし、地域の商店街がそういうふうな取り組みというか、大手の活動に対して優位性を持っていくというか、生き残っていくためには、どういうところで地域の商店街の強みといいますか、メリットが出せるかをどのように考えてあるかをお聞きします。

---

○吉岡中小企業振興課長 委員御指摘のとおり、最近、大手スーパーでございますとか、チェーン店がこういった事業にも乗り出してきております。ただ、私どもは、商店街というのは歴史を持った地域でございまして、地域コ

コミュニティーの一員でございます。このため、地域の各種の団体などとの連携が容易であるといったことが一点、それから、消費者の皆さん方にとって、売り手の顔がはっきり見えるといった利点、商店街は、採算性重視と言われる大型店にはないそういった長所を持っているかと思えます。

私も、現場に行きましてよくお話を聞くのは、高齢者の方が、例えば家電量販店で電化製品を買った場合、故障したときに、アフターフォローをなかなか大手は頼みにくいけれども、地元の電気店だとすぐ頼めるよと、そういったこともお聞きすることもありますし、例えば商店街あたりが宅配等をやりますと、顔見知りの方々のところに行くことにもなりますので、届けたと同時に、例えば高齢者の見守りといった観点でも貢献をできると。このように商店街というのはきめ細かい、大手にはないサービスが提供できることが長所だと思っております。

---

○平井一三委員 ぜひそういうふうな長所を生かしてもらいまして成功させていただきたいと思うんですが、ただ、これは福祉と、福祉といいますか、先ほど、買い物をされる方の足となったり、宅配したりということが成功してきますと、先ほど冒頭で申しましたような、今ある地域のいろいろな問題点がこの事業によってある程度カバーできるという仕組みができてしまいますよね。そうすると、商店街が採算性で合わなくなった、撤退したい、やめたいとなったときに、地域のそういうふうな福祉という面もあわせてやめていかなくてはいけないという状況になることも考えられるんですが、そのときに何がしかのフォローアップというか、なったときにどうしようかというところは少し考えておられるかどうかをお聞きしたいと思いますけれど。

---

○吉岡中小企業振興課長 この事業でございますけれども、先ほどから答弁させていただいております。事業が継続していくということが大事だと考えております。このため、県といたしましては、繰り返しになりますけれども、先進事例等の紹介、さらに、福祉部門との連携による新規顧客の獲得等の提

供にも努めてまいりたいし、あわせまして、買い物支援と買い物弱者の支援という観点で見れば、これは商店街だけの問題ではないということで、地元の市町村にとっても大きな課題であろうと思います。私どもも、商店街の振興を担当しておる部署という、それだけにとらわれずに、こういった観点も含めて、市町村の支援——いろいろな支援のやり方がございます。例えば出向いていく場合には、会場代を市町村がコミュニティセンターを使って無料にする、ボランティアを活用して少しやる、そういったものも市町村の手助け等も活用できるかと思えます。そうした面も含めて、この事業が継続できるように県としても努めてまいりたいと思っております。

---

○平井一三委員 商店街がかなり厳しいという話を聞く一方で、一部の商店街では、いろいろな工夫をしながら元気に頑張っているところもあるように聞いております。そのように頑張っているところを我々も一生懸命支援して、さらに活性化を図っていただきたいと思っているところであります。

商店街の活性化に向けた取り組みは、商店街だけを見た施策だけでは不十分だと思っております。今までにない取り組みが求められております。そういった観点からも、今回始まる高齢者対策も加味した事業には成果を期待したいと思っているところであります。課題はたくさんあると思えますけれども、特に事業者のニーズに合わせた、もっと柔軟な運用ができる仕組みが求められるのではないかなと思っております。

さらに、少子高齢化社会の進展をとらえまして、老人福祉や地域交通などのインフラの整備、現在各地で取り組まれています市民協働のまちづくりなど、総合的なまちづくりの観点から、一体となって施策を進めていくことが重要であると思っております。まちづくりの観点から、他部門との連携を図った商店街活性への取り組みが、今後ますます必要になってくると思っておりますけれども、今後の取り組みにつきまして部長のお考えをお聞きしたいと思います。

---

○今林 久委員長 塚元商工部長。

---

○塚元商工部長 商店街の活性化を図るためには、今委員おっしゃいましたように、商店街だけをとらえて施策を実施するのではなくて、まちづくりと一体となった取り組みを行うことが重要であると思っております。計画的なまちづくりを進めますためには、まず市町村が、商店街あるいは地域の方々と十分に協議して、しっかりとした考え方を持って取り組んでもらうということが重要でございます。

県のほうでは、商工部あるいは建築都市部、あるいは庁内関係部局と実は協議会を設置しております、市町村が行うまちづくりの取り組みに対しましての施策の説明、あるいは紹介など、必要な指導・助言を実施しているところでございます。こういう協議会も活用していただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、今後とも関係部局と緊密に連携をとりながら、商店街活性化あるいは市町村のまちづくりを支援してまいりたいと考えております。

---

○平井一三委員 やる気のある商店や商店街に対しまして、しっかりとした支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

## キャリア教育、法律相談について

○平井一三委員 お疲れさまでございます。子供の教育に真剣に取り組ま  
す自民党県議団、平井一三であります。

小川知事の施政方針にもあります、確かな学力と個性を伸ばす教育を推進  
し、将来の福岡県を担っていく子供をより多く育てていくために、今回は二  
つの課題について質問をいたします。

まず一つ目の質問は、教師が子供たちと対面して教育や指導を行うといっ  
た、本来の職務に専念する時間を確保するためのものであります。

現在、学校現場では俗に言いますモンスター・ペアレンツ、いじめや校内  
暴力、学級崩壊、教師の指導に対する過度の苦情など、さまざまな問題が持  
ち込まれております。給食費の集金に苦勞している先生もおられると聞いて  
おります。これらへの対応のために、本来の職務であります、子供と向き合  
ったり、あるいは授業の準備をするといった時間が奪われているのが現状で  
あります。本当にもったいないことをしていると常々考えているところでご  
ざいます。

また、先生方はこのような問題が発生しますと、その対応が訴訟問題に発  
展はしないかといつも不安を抱いております。どこまで言葉にして言ってい  
いのか、行動にしてよいのかもわからず、問題が長期化したり、あるいは問  
題を抱え込んでしまって大変苦勞されている話を、多くの先生や校長先生か  
らも聞き及んでおります。中には、笑い話ではありませんけども登校拒否に  
なった先生もいると聞きます。しかし、本当の被害者は子供たちであります。  
そういう観点から、幾つか質問をしたいと思っております。

そこでまずお聞きいたしますが、このような状況について県の教育委員会  
はどのように認識をしているのか、そしてどのように対応しているのかをお  
聞きいたします。

---

○新村雅彦副委員長 家宇治義務教育課長。

---

○家宇治教育庁義務教育課長 学校にはさまざまな課題、問題がございまして、そういうものに対してどう対応しているかということでございますが、まず基本的には、いろいろな要求がございましたらそれを共感的に聞くと。そして相手の意図を十分に酌み取り、それに対応するというのが基本でございます。しかしながら、今委員御指摘のように、なかなか学校だけでは解決できない問題も多うございまして、そういう場合には市町村教育委員会に報告をし、必要に応じて顧問弁護士あるいは関係機関等の判断のもとに学校を指導するという体制をとっておるところでございます。

---

○平井一三委員 市町村に配置されました弁護士等を利用しながら問題解決に当たるといふ御説明がありましたけれども、現状ではそのようなこととなるのは、その問題が非常にこじれて、訴訟問題とかその辺まで進んだときに、初めてそういう体制で対処していくという状況であるように私は理解しております。やはり問題解決というのは、危機管理の面からは当然のことなんですけれども、適切な対応が早ければ早いほどよいということは、これは申し上げることもないと思います。今現在、国で起きています状況を見ても、やっぱり初期対応の大切さというのは改めて感じられるところだと思っております。

このような学校での問題が発生したときに、気軽に法律の専門家とか、あるいはいろいろ経験を踏まれた方に相談をし、適切なアドバイスのもとに行動していくということができれば、早期解決につながっていくと思います。また、このようなしっかりした体制を学校側に築くことができれば、今起きていますいろいろな苦情等もかなり減っていくのではないかと思います。

それで二つ目の質問でございますけれども、学校に弁護士などの法律の専門家、あるいはいろいろな経験を持った方を数校に一人配置するか、あるいは顧問契約の形で必要なときに相談したり一緒に行動する仕組みが必要であると私は考えておりますけれども、県としての考え方をお聞かせください。

---

○家宇治教育庁義務教育課長　そういう仕組みは必要であると思っておりますし、法的に対応できる人材というのは必要だと考えております。しかしながら、設置者である市町村がまずはこういう問題に対しましては対処するということが基本であろうと考えておりました、法的な判断が必要な場合には市町村の顧問弁護士が気軽に使えるような仕組みをつくっていくことが必要になるのではないかと考えておるところでございます。

---

○平井一三委員　本来、学校設置者であります市町村がこのような問題に対処していくということは、私も承知しているところでありますけれども、やはり財政的にも非常に厳しい、困難であるという話を聞きます。それで、ここで県の支援が必要であろうということで、今回私はこの質問を行っているところであります。私が今申し上げましたような仕組みの実現に向けた県の取り組みについて、お聞きしたいと思っております。

---

○家宇治教育庁義務教育課長　県といたしましては、文部科学省の事業委託、学校問題解決支援事業というのを二十年度、二十一年度という形で受けております。この事業におきましては、教育事務所に問題解決のサポートチームを設定する、そしてその場で気軽に市町村や学校の相談に応じるという事業でございます。これにつきましては、そのノウハウを市町村に手引、リーフレットとしておろすということをしておりました、それに基づきながら、市町村教育委員会が具体的に気軽に相談できるサポート体制をつくるということで、市町村でその取り組みの充実をしていただくように、私どもとしては働きかけておるところでございます。

---

○平井一三委員　私もいろいろな学校、先生方に聞き取りをいたしまして、

実際に今おっしゃるような仕組みの中でうまいこと対応ができていくかということをお聞きして、まあ私が聞き及ぶ範囲ではなかなかそういうところまで行っていないと。やはりそういうところを活用する段階というのは、相当こじれた、あるいは表に出していかなくちゃいけないという段階になって、初めて出ていくと。やはり学校の校長にしろ先生にしろ、できるだけ自分の学校の中で小さな問題は解決していきたいという気持ちもあるというところは理解もできるんですが、そういうふうなことで、今おっしゃったようなことで、うまいことそれが実現して機能している事例というのは、幾つかあるんですか、お聞かせください。

---

○家宇治教育庁義務教育課長 私どもが把握している範囲におきましては、月一回定期的に、各学校長が相談したい内容を記載した、いわゆる相談希望を市町村に提出いたしまして、事案に応じて顧問弁護士が書面で回答したり、あるいは直接的に面談を行ったり、そういう対応を行っている市町村もございます。あるいは年四回ほど、弁護士を含めたメンバーで学校問題解決支援委員会というものを開催いたしまして、学校で解決のできない事案に対しましては協議して解決策を示すというような取り組みをしているところもあると聞いております。

---

○平井一三委員 学校の問題というのは日々変わっていきますし、その都度その都度のリアルタイムな対応というのが本当に求められていると思います。そういうことをすることが、先ほど最初に申し上げましたように、問題の早期解決、長期化させない、抱え込まないというものにつながっていくと思います。

今おっしゃったようなことは、私も幾つかの学校から聞きましたけれども、やはりなかなかリーズナブルに、問題が発生したときにちょっと相談して、じゃあ、次の行動をどうしようか、どういうふうなことを言おうかということになかなかつながっていかないということで、そのあたりをカバーしてほ

しい、そういう仕組みが欲しいという現場の声が聞こえてくるので、今回ここに訴えておるところでございます。

この相談員の配置につきましても、必要性は今認識をしていただいていると思いますけれども、教育長として、この問題に対してどういうふうに対応いただけるか、お気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

---

○新村雅彦副委員長 杉光教育長。

---

○杉光教育長 さまざまな学校の御要望、要求に対しましては、先ほど課長も説明したように、まず学校のほうが誠意を持って対応するというのも重要でございますけど、ただ、学校だけで解決できない問題というのは多々あるかと思えます。学校によってはそういうものをなるべく外部に出したくないということもあるやに聞いております。要求の中身によっては法律的な問題が絡んだものもございます。法的な根拠をもとに厳正に対応することも必要であるかと考えております。

学校としても市町村の教育委員会に気軽にと申しますか、臨機応変に相談できるような体制をとっていただくとともに、県としても市町村からの相談にも応じる、場合によっては、県内にございます教育事務所の中に相談業務を担当する指導主事もおります。そういった中で、学校のほうに気軽にと申しますか、市町村のほうに対応が困難である場合には、県の教育事務所のほうにも相談していただければいいのかなと考えております。

---

○平井一三委員 今のようなお話は、今までの組織が機能していく中で期待されることであったと思えますし、逆に言えばそういうのが今までのあり方の限界じゃないかなと思って、今回私は質問しているわけですね。そういうふうな、今、現場の状況というのはこうですよという、先ほど私が説明した

ような状況に迅速に対応していくためには、今までなかったような組織という仕組みというのを少し考えてもらわないと解決できないんじゃないかと思っていますので、前向きに検討いただけるように要望して、最初の質問は終わりたいと思っております。

それでは、二つ目の質問でございます。二つ目はキャリア教育への対応についてお聞きいたします。

近年、学校を卒業したら社会で仕事をし、社会貢献をするという若者の勤労観でありますとか職業観の希薄化や、社会人、就職人としての基礎的な、基本的な資質をめぐる課題が社会問題となっていると思います。私も若者の就職のお世話をされております大学のキャリアセンターの先生方などから、本県においても若者の勤労意欲が以前に比べて低下しているといった話を聞いております。その要因の一つとしましては、小・中学校の時期に子供たちが将来への夢や志を抱くために働くことの意欲やとうとさについて学ぶ機会が少なくなってきたのではないかとされているところであります。

それでは初めに、キャリア教育を小・中学校で行うことに対する認識についてお聞きいたします。

---

○家宇治教育庁義務教育課長 子供たちに、委員御指摘の働くことの意義やとうとさ、そして将来の職業や働くことに対する夢や志を育てることが大変重要でございます、これから先の社会を担う子供たちにとっては大変重要な教育であると認識しておるところでございます。働くことの意味あるいは職業の意義を、小学校段階から計画的に実施することが大変重要と考えておるところでございます。現在、小・中学校段階から学年に応じまして、各教科、道徳、総合的な学習の時間等におきまして、調査や具体的な体験を伴って学習の充実に努めているという状況でございます。

---

○平井一三委員 現在はキャリア教育というのは非常に範囲が広いという御説明がありましたけれども、特に職場体験とかその辺までひっくるめると、

総合学習の時間で実施しているというのが多いと聞いております。しかし総合学習の時間で実施するのは、あくまでも校長の判断、裁量によると聞いております。しかし、実際そのような重要なキャリア教育は、広く平等に皆さん方が経験できる仕組みをつくっていかねばならないと、地域間の格差もあってはならないと思っております。

それで、小・中学校におけますキャリア教育の取り組みの状況について御説明をいただきたいと思っております。

---

○家宇治教育庁義務教育課長 今委員御指摘のように、キャリア教育というのは非常に幅広い教育でございます、先ほどからこの委員会の中で出ております、偉人に学ぶというようなことも一つのキャリア教育でございますし、あるいはそれぞれ小さい段階から係の仕事をするとかいうようなことも、一つのキャリア教育となっていくわけでございます。実際働くという意味で考えますと、小学校では社会科で地域の農業や工業等の現場での仕事の様子を見学したり、あるいは働く人に話を聞いたりしながら、仕事の意義や大切さについて学んでいるという状況でございます。

職場体験につきましては、小学校では一六％が総合的な学習の時間で実施をしているという状況でございます。それから中学校におきましては、九六・二％の学校で職場体験活動を行っている状況でございます。

---

○平井一三委員 それで、今回学習指導要領が改正になりますと。これに伴いまして、授業内容とか時間数も変わってくると思っております。このような中で、新しい学習指導要領のもとでどのようにキャリア教育を進められていく考えなのかをお聞きしたいと思います。

---

○家宇治教育庁義務教育課長 職場体験活動は主に総合的な学習の時間で実

施しておるわけですが、その総合的な学習の時間が今回の学習指導要領の改訂でかなり削減されるというのは御指摘のとおりでございます。そこで新学習指導要領では、自己の生き方や進路に関する学習の充実を示してありまして、いわゆる総合的な学習の時間と教科の時間を相互に関連させながら充実させることによって、効率的な指導をするというふうに述べておるところでございます。

これにつきましては、やはり指導計画の充実というのが非常に重要だと考えてありまして、今後、新教育課程の研修会等を通じて、各学校、教員に指導していきたい、そのことを通しながら充実を図りたいと思っておるところでございます。

---

○平井一三委員 一人一人の子供たちに将来の夢や志を持たせるとともに、望ましい職業観、勤労観を育成するキャリア教育の充実は、これからの我が国の社会を担う若者を育てるために非常に重要であると私も思っております。ですので、これからの学校におけるキャリア教育の方向性についてお考えをお聞きしたいと思います。

---

○家宇治教育庁義務教育課長 キャリア教育につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、各教科、それから総合的な学習の時間を含めまして、幅広い教育活動全体で行うことが非常に重要であると思っております。ただし、その中核になるのは職場体験活動であると思っておりますので、これにつきましては、ぜひとも職場体験ができる環境をつくっていくことが重要であると思っておるところでございます。

市町村教育委員会あるいは学校が地域の企業や事業所等と連携して、人材や職場体験の場を確保していくことが非常に重要になってくると考えておりますので、市町村に対しまして、地域と一体となって、家庭と一体となって取り組む事例等を紹介しながら、キャリア教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

---

○平井一三委員 本来こういう教育というのは、家庭とか地域とか学校がそれぞれの立場で責任を持って役割を果たしていくことが大切だろうと思っております。しかし、例えば地域で行われますキャリア教育につながるようないろいろな活動の中に参加してくる子供というのは、そんなに問題はないと思っております。参加してこない子供たちをどうするのか。あるいは最近、個人情報問題もありまして家庭に入っていくことも難しいような状況であります。このような中で、学校がそのような立場でカバーしていくということが非常に重要であろうかと思っております。子供たちというのは日々成長していくわけですので、立ちどまって考えるわけにいかないんですね。ぜひとも走りながら考えていかなくちや、対応していかなくちやいけないと常々思っております。

そこで、学校や地域におけます取り組みの温度差を、これからの学校の立場としてどういうふうに解消していかれる考えかをお聞きしたいと思います。

---

○家宇治教育庁義務教育課長 地域差が生じないようにするためには、まずは市町村教育委員会が働くことが重要だと思っております。各学校が活用する地域の人材、あるいは企業、事業所等のリスト、こういうものを作成するためのネットワークづくりをする、そういう条件整備をしっかりとしていくことが必要であろうと思っておりますので、県としましては、そういう先進事例をできる限り市町村のほうにも提供していきたいと思っておりますのでございます。

それから学校につきましては、キャリア教育の取り組みを充実するということにつきましては、指導内容や方法の周知が一番大事であろうと思っておりますので、この周知に努めていくとともに、各市町村教育委員会に地域と一体となって取り組んでいくというような協力を求めていきたいと思っておりますのでございます。

---

○平井一三委員 最後に、確かな学力と個性を伸ばす学校教育の推進というのが県知事の方針にもございますので、ぜひすばらしい施策を展開していただきますように期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）